

中央区役所周辺の公共施設再編事業
特定事業の選定の取消しについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定した中央区役所周辺の公共施設再編事業について、特定事業の選定を取消したので公表する。

令和 7 年 9 月 19 日

さいたま市長 清水 勇人